

1 業務名

糸根公園整備基本計画策定業務委託

2 業務目的

糸根公園は本市の西部、埴生地区に位置し、周辺の住宅化が進み、将来にわたって良好な環境を維持するために昭和58年に都市公園として開設された。青年の家などの社会教育施設と隣接し市民の憩いの場として利用されている。青年の家は、心身ともに健全な青少年の育成と社会教育団体の活動・研修の場として昭和51年に研修棟と体育館を建設し、その10年前からあるプールと天文館を一体施設として、開館した。その後、施設の老朽化を理由に、プールの閉鎖、研修棟の宿泊機能を停止し、研修棟と体育館は約43年、天文館は約53年が経過しているが、体育館やテニスコート、グラウンドなどのスポーツ施設の利用者は多く、今後の利活用方針について検討が進められてきた。

このことから、本業務は、糸根公園と青年の家などの社会教育施設が立地する区域とを都市公園としての一体的な整備を検討するに当たり、スマイルエイジングの要素を取り入れた新しいコンセプトの下で機能の見直しを行うため、都市公園再整備に関連した高度な専門的知識と経験、ノウハウを有する民間事業者に業務を一括委託し、基本計画の策定を実施するものである。

3 業務対象地

都市公園 糸根公園計画区域

青年の家を含む社会教育施設の立地する市有地
別紙「位置図」及び「業務対象区域図」参照

4 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

5 業務内容

(1) 基礎調査

- ・与条件の整理（上位計画の整理等）
- ・利活用検討の経緯と課題整理
- ・青年の家及び関連施設の利活用に向けた基本事項等の整理
- ・法規制の整理

(2) 施設利活用方針の検討

- ・先行事例の調査
- ・施設の必要性及び利活用目的の整理
- ・現状及び課題を踏まえた利活用に向けた基本方針の検討

- (3) 施設利活用事業の検討
- ・利活用事業（コンセプト、事業内容、ゾーニング等）の検討
 - ・利活用事業のモデルプランの作成
- (4) 市場調査
- ・ヒアリングによる民間事業者の事業参画及び活用方針等の意向調査
 - ・事業対象地周辺の地域資源を活用したエリアマネジメントの観点による検討
 - ・市民アンケートの実施、結果の取りまとめ、分析
- (5) 市民ワークショップの開催
- ・基本計画案策定に向けた市民ワークショップ（4回程度）を開催するにあたり、資料作成やワークショップの運営及び取りまとめを行う。
 - ・ワークショップの手法は、あらかじめ基本となる方針は示したうえで、話し合ってもらったこととする。例としては、ゾーニング及び主要施設の内容については案を提示し、その中で配置案やスマイルエイジングに重点を置くエリアを対象にワークショップを行うなど。
- (6) 基本コンセプトの検討
- ・(1)～(5)を踏まえ、事業用地における整備・運営に係る事業コンセプト、基本的考え方、運営方針等を検討する。
 - ・検討に当たっては、以下のア～カの機能等を含めた可能性について検討すること。
 - ア 本市の取組「スマイルエイジング」につながるもの
 - イ レクリエーション拠点・交流拠点としての機能
 - ウ 対象施設周辺の地域資源を活かした交流人口の増加及びにぎわいの創出につながるもの
 - エ 市指定天然記念物「糸根の松原」の適切な保存及び松原の景観を活かした公園につながるもの
 - オ 和泉式部伝説及び百人一首につながるもの
 - カ その他、市の課題解決につながるもの
- (7) 土地利用計画（配置案）
- ・基本コンセプトを踏まえ、施設の配置及び周辺道路等について検討し、配置案程度の簡易な図面を作成する。
- (8) 事業手法の検討及び概算事業費の算出
- ・基本コンセプト、土地利用計画について、事業手法の比較考察（公設公営、公民連携（3例程度））を行い、概算事業費を算出する（施設規模等が未定のため、標準整備例における概算事業費）。また、事業手法ごとの整備期間（スケジュール）・事業スキーム（整備・運営）について、検討する。
- (9) 基本計画（報告書）の作成
- ・上記（1）～（8）の業務内容を取りまとめ業務報告書を作成、提出するものとする。
- (10) その他

- ・上記（１）～（９）の業務を円滑かつ効果的に実施するために必要な包括的な支援を行う。

6 打合せ及び議事録

本業務の円滑かつ適正な業務遂行のために、必要に応じて打合せを行う。また、協議事項の内容を確認するため、打合せの都度、議事録を作成し、本市の確認を受けること。

7 成果品

- （１）報告書一式 ２部
 - ①基本計画書（概要版含む）
 - ②基本計画書関連資料（調査資料、会議資料、参考事例等）
 - ③その他業務報告資料
- （２）上記（１）の原稿データを記録した保存媒体（CD-R又はDVD-R）２部

8 支払方法

- （１）委託料は、成果品を提出後、本市で検査した後に支払うこととする。

9 留意事項

- （１）本業務を履行するに当たり、法令及び本市の定める条例、規則等を遵守すること。
- （２）本業務により知り得た一切の情報を市の承諾を得ずに第三者に漏らしてはならない。
- （３）本業務を履行するに当たり、受託者は常に職員と密接な連携を図り、本市の意図について熟知したうえ作業に着手し、効率的な進行に努めなければならない。
- （４）本業務を履行するに当たり、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、個人情報の取扱いに関する特記事項に従い、万全の対策を講じること。また、業務委託契約が終了した後も同様とする。
- （５）本業務を履行するに当たり、第三者へ業務の一部を再委託する場合、その内容がわかるものを市に提出し、承諾を得ること。
- （６）受託者の負担する経費は、すべて当該委託料に含む。
- （７）契約の履行または不履行により、市または第三者に損害を及ぼした時は、受託者がその損害を賠償しなければならない。
- （８）業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良個所が発見された場合は、速やかに本市が必要と認める訂正、補足、その他必要な措置を行うこと。

10 その他

この仕様書に定めのない事項またはこの仕様書に定める事項に疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。

1 1 問合せ先及び納入場所

山口県山陽小野田市建設部都市計画課（市役所別館1階）

住 所：〒756-8601 山口県山陽小野田市日の出一丁目1番1号

電 話：0836-82-1168（直通）

F A X：0836-84-7129

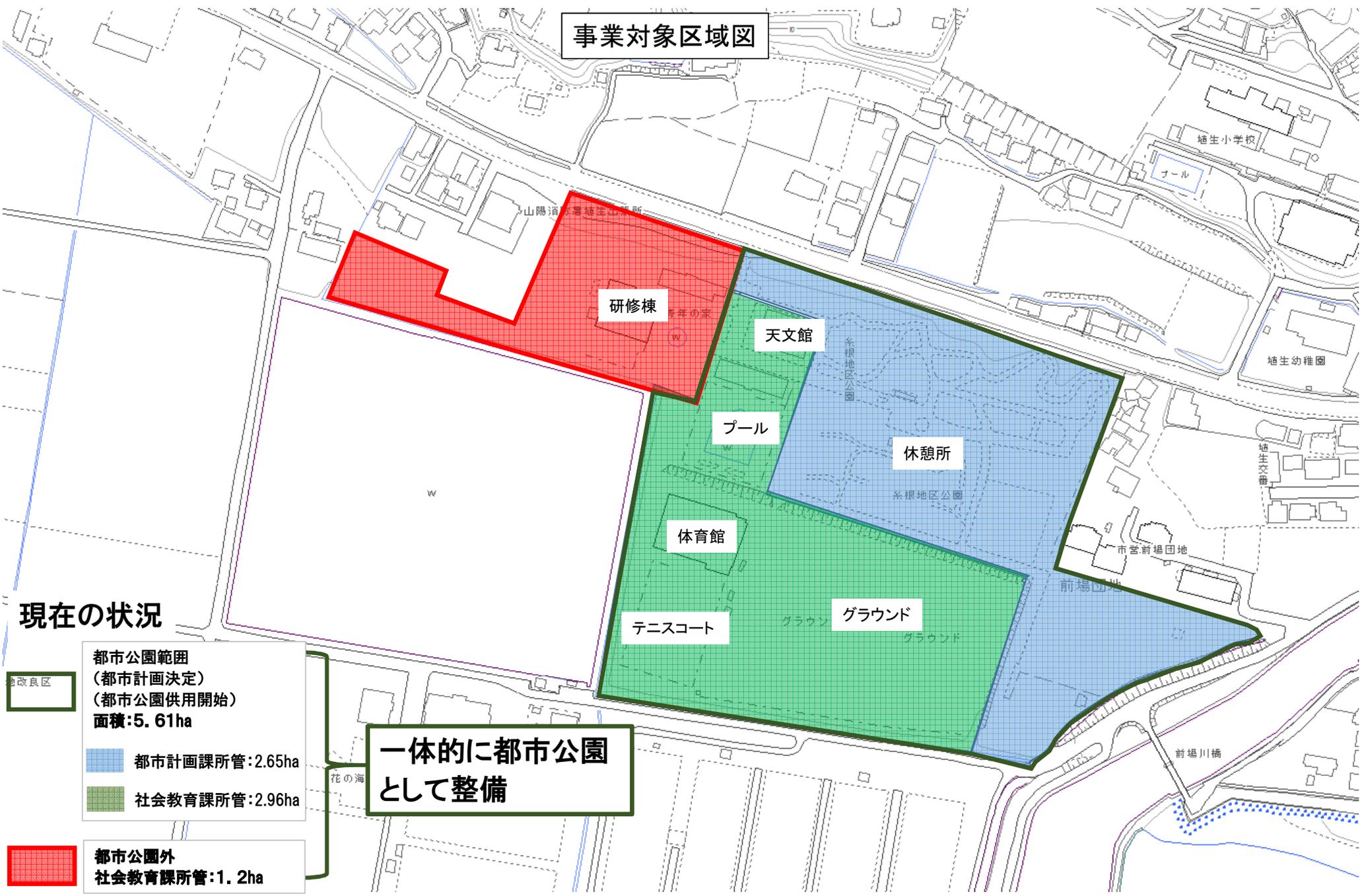
E-mail：toshikei@city.sanyo-onoda.lg.jp

位置図



事業対象位置

事業対象区域図



現在の状況

-  都市公園範囲
(都市計画決定)
(都市公園供用開始)
面積:5.61ha
-  都市計画課所管:2.65ha
-  社会教育課所管:2.96ha
-  都市公園外
社会教育課所管:1.2ha

**一体的に都市公園
として整備**